

平成28年度  
農林水産省政策評価実施計画

平成28年7月15日

**農林水産省**

# 目 次

1	計画期間	.....	1
2	実績評価	.....	1
3	事業評価	.....	2
4	総合評価	.....	2
	(別表1) 政策評価体系	.....	3
	(別表2) 成果重視事業一覧	.....	5
	(別表3) 公共事業一覧	.....	6
	(別表4) 研究開発課題及び研究制度一覧	.....	9
	(別表5) 租税特別措置等に係る政策一覧	.....	10
	(別表6) 総合評価を実施する政策分野一覧	.....	11

## 平成28年度農林水産省政策評価実施計画

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第7条及び農林水産省政策評価基本計画に基づき、以下のとおり定める。

なお、政策効果の把握に当たり、東日本大震災等の影響により評価に必要なデータの収集が困難な場合には、被災地のデータを除いた実績値を用いるなどして、対応可能な範囲で達成度合いの判定を行い、実績評価を行うこととする。

### 1 計画期間

平成28年 7月15日から平成29年 3月31日までとする。

### 2 実績評価

(1) 別表1に掲げる政策評価体系の政策分野について、平成28年度に実施する政策に係る目標設定を行う。

(2) 平成27年度に実施した政策については、別表1に掲げる農政及び水産行政の政策分野のうち総合評価を行わないもの（①～④、⑥～⑨、⑪、⑬～⑯、⑳～㉒）について、設定した目標値に対する実績値を把握し、達成度合いの判定を行う。その際、次のいずれかの基準に該当する指標については、必要性、効率性及び有効性の観点から要因分析を併せて行う。

① 達成度合いが「C」又は「C（有効性に問題がある）」となった指標

② 達成度合いが「B」又は「B（有効性の向上が必要である）」であって、前年度の実績値を下回った指標

③ 達成度合いが「A'」となった指標

なお、東日本大震災等の影響により把握すべきデータの一部が欠ける指標については、被災地分を除くなどして平成27年度の目標値を改めて設定した上で、対応可能な範囲で実績値を把握し、達成度合いを算出して判定を行うこととする。上記の①又は③に該当する場合は、要因分析を併せて行う。

また、平成26年度政策の評価時に実施した要因分析の内容を踏まえた対応状況や施策効果の発現状況について、フォローアップを実施する。

(3) 評価に当たっては、実績値や要因分析の内容を踏まえ、個々の政策手段に対する検証を行い、その結果を行政事業レビューシートに反映させるなど政策評価と行政事業レビューの連携を図る。

(4) 別表2に掲げる成果重視事業について、実績評価方式により事後評価を行う。

(5) なお、部局庁ごとの政策評価結果の活用促進の観点から、必要に応じて、関係資料の提供を行う。

### 3 事業評価

(1) 別表3に掲げる公共事業について、事業評価方式により事後評価を行う。

なお、東日本大震災等の影響を受けた公共事業は、評価実施時期を延期することとする。

(2) 別表4に掲げる研究開発課題及び研究制度について、事業評価方式により事後評価を行う。

(3) 別表5に掲げる租税特別措置等に係る政策について、事業評価方式により事後評価を行う。

### 4 総合評価

別表6に掲げる政策分野について、総合評価方式により事後評価を行う。

## 政策評価体系

## 1 法第7条第2項第1号に区分される事後評価

大目標 (使命)	中目標	政策分野
食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。	1 食料の安定供給の確保	① 国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保 ② 幅広い関係者による食育の推進と国産農産物の消費拡大、「和食」の保護・継承 ③ 生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出による需要の開拓 ④ グローバルマーケットの戦略的な開拓 ⑤ 様々なリスクに対応した総合的な食料安全保障の確立(※)
	2 農業の持続的な発展	⑥ 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保等 ⑦ 担い手への農地集積・集約化と農地の確保 ⑧ 構造改革の加速化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備の推進 ⑨ 需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革 ⑩ 戦略的な研究開発と技術移転の加速化(※) ⑪ 先端技術の活用等による生産・流通システムの革新等 ⑫ 気候変動に対する緩和・適応策の推進及び生物多様性の保全・利用(※) ⑬ 農業の自然循環機能の維持増進とコミュニケーション
	3 農村の振興	⑭ 地域コミュニティ機能の発揮等による地域資源の維持・継承等 ⑮ 多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出 ⑯ 多様な分野との連携による都市農村交流や農村への移住・定住等
	4 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展	⑰ 森林の有する多面的機能の発揮 ⑱ 林業の持続的かつ健全な発展 ⑲ 林産物の供給及び利用の確保
	5 水産物の安定供給と水産業の健全な発展	⑳ 水産資源の回復 ㉑ 漁業経営の安定 ㉒ 漁村の健全な発展
	6 横断的に関係する政策	㉓ 政策ニーズに対応した統計の作成と利用の推進(※)

※：総合評価を行う政策分野

**2 法第7条第2項第2号に区分される事後評価**

該当するものはない。

**3 法第7条第2項第3号に区分される事後評価**

該当するものはない。

## 成果重視事業一覧

1 法第7条第2項第1号に区分される事後評価

該当するものはない。

2 法第7条第2項第2号に区分される事後評価

該当するものはない。

3 法第7条第2項第3号に区分される事後評価

該当するものはない。

## 公共事業一覧

## 1 法第7条第2項第1号に区分される事後評価

(1) 直轄事業・機構等営事業  
ア 期中

区分	事業名	都道府県名	事業実施地区名	事業主管課	事業実施主体
直轄	国営かんがい排水事業	北海道	道央用水	農村振興局水資源課	国
直轄	国営かんがい排水事業	北海道	篠津中央二期	農村振興局水資源課	国
直轄	国営かんがい排水事業	北海道	勇払東部	農村振興局水資源課	国
直轄	国営かんがい排水事業	奈良県、和歌山県	大和紀伊平野	農村振興局水資源課	国
直轄	国営かんがい排水事業	宮崎県	西諸	農村振興局水資源課	国
直轄	国営総合農地防災事業	徳島県	吉野川下流域	農村振興局防災課	国
直轄	国営総合農地防災事業	徳島県	那賀川	農村振興局防災課	国
直轄	国有林直轄治山事業	青森県	三沢海岸	林野庁業務課	国
直轄	民有林直轄治山事業	和歌山県	紀伊田辺	林野庁治山課	国
直轄	直轄地すべり防止事業	徳島県	阿津江	林野庁治山課	国
機構等	水源林造成事業	北海道	天塩川広域流域 50年以上経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	北海道	天塩川広域流域 30～49年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	北海道	天塩川広域流域 10～29年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	北海道	渡島・尻別川広域流域 50年以上経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	北海道	渡島・尻別川広域流域 30～49年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	北海道	渡島・尻別川広域流域 10～29年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	秋田県	米代・雄物川広域流域 50年以上経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	秋田県	米代・雄物川広域流域 30～49年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	秋田県	米代・雄物川広域流域 10～29年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	福島県、茨城県、栃木県	那珂川広域流域 50年以上経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	福島県、茨城県、栃木県	那珂川広域流域 30～49年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	福島県、茨城県、栃木県	那珂川広域流域 10～29年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	富山県、岐阜県	神通・庄川広域流域 50年以上経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	富山県、岐阜県	神通・庄川広域流域 30～49年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	富山県、岐阜県	神通・庄川広域流域 10～29年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	三重県	宮川広域流域 50年以上経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	三重県	宮川広域流域 30～49年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	三重県	宮川広域流域 10～29年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	兵庫県、鳥取県	円山・千代川広域流域 50年以上経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	兵庫県、鳥取県	円山・千代川広域流域 30～49年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	兵庫県、鳥取県	円山・千代川広域流域 10～29年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	徳島県、愛媛県、高知県	吉野・仁淀川広域流域 50年以上経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	徳島県、愛媛県、高知県	吉野・仁淀川広域流域 30～49年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	徳島県、愛媛県、高知県	吉野・仁淀川広域流域 10～29年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
直轄	特定漁港漁場整備事業	北海道	久遠	水産庁計画課	国
直轄	特定漁港漁場整備事業	北海道	厚岸	水産庁計画課	国
直轄	特定漁港漁場整備事業	北海道	羅臼	水産庁計画課	国
直轄	特定漁港漁場整備事業	北海道	礼文西	水産庁計画課	国
直轄	特定漁港漁場整備事業	北海道	登別	水産庁計画課	国
直轄	特定漁港漁場整備事業	北海道	大津	水産庁計画課	国
直轄	特定漁港漁場整備事業 (フロンティア漁場整備事業)	—	隠岐海峡地区	水産庁整備課	国



(別表3)

## イ 完了後

区分	事業名	都道府県名	事業実施地区名	事業主管課	事業実施主体
直轄	国営かんがい排水事業	北海道	利別川	農村振興局水資源課	国
直轄	国営かんがい排水事業	北海道	空知川右岸	農村振興局水資源課	国
直轄	国営かんがい排水事業	北海道	札内川第一	農村振興局水資源課	国
直轄	国営かんがい排水事業	青森県	相坂川左岸	農村振興局水資源課	国
直轄	国営かんがい排水事業	福島県	新安積	農村振興局水資源課	国
直轄	国営かんがい排水事業	滋賀県	新湖北	農村振興局水資源課	国
直轄	国営かんがい排水事業	鳥取県	東伯	農村振興局水資源課	国
直轄	国営かんがい排水事業	鹿児島県	曾於東部	農村振興局水資源課	国
直轄	国営かんがい排水事業	沖縄県	羽地大川	農村振興局水資源課	国
直轄	国営総合農地防災事業	北海道	湧別	農村振興局防災課	国
機構等	独立行政法人水資源機構事業	群馬県	群馬用水施設緊急改築	農村振興局水資源課	独立行政法人
機構等	農用地総合整備事業	福島県	郡山	農村振興局農地資源課	国立研究開発法人
機構等	農用地総合整備事業	千葉県	安房南部	農村振興局農地資源課	国立研究開発法人
直轄	国有林直轄治山事業	栃木県	足尾	林野庁業務課	国
直轄	国有林直轄治山事業	鳥取県	南大山	林野庁業務課	国
直轄	国有林直轄治山事業	鳥取県	佐陀川上流	林野庁業務課	国
直轄	民有林直轄治山事業	栃木県	鬼怒川	林野庁治山課	国
直轄	民有林直轄治山事業	熊本県	阿蘇	林野庁治山課	国
直轄	森林環境保全整備事業	北海道	胆振東部	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	北海道	宗谷	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	北海道	網走東部 (網走中部森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	北海道	網走東部 (網走南部森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	福島県	奥久慈	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	栃木県	那珂川	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	群馬県	利根上流	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	長野県	中部山岳	林野庁業務課	国
直轄	特定漁港漁場整備事業	北海道	雄冬	水産庁計画課	国
直轄	特定漁港漁場整備事業	北海道	青苗	水産庁計画課	国
直轄	特定漁港漁場整備事業	北海道	元稗府	水産庁計画課	国

## (2) 補助事業

事業名	事業主管課
農業競争力強化基盤整備事業	農村振興局水資源課・農地資源課
農村地域防災減災事業	農村振興局防災課
かんがい排水事業	農村振興局水資源課
経営体育成基盤整備事業	農村振興局農地資源課
畑地帯総合整備事業	農村振興局水資源課
農道整備事業	農村振興局地域整備課
農業集落排水事業	農村振興局地域整備課
田園整備事業	農村振興局農地資源課
中山間地域総合整備事業	農村振興局地域整備課
農地防災事業	農村振興局防災課
農地保全事業	農村振興局防災課
草地畜産基盤整備事業	生産局飼料課
民有林補助治山事業	林野庁治山課
森林環境保全整備事業	林野庁整備課
森林居住環境整備事業	林野庁整備課
水産物供給基盤整備事業	水産庁計画課
水産資源環境整備事業	水産庁計画課
海岸保全施設整備事業(漁港)	水産庁防災漁村課
海岸環境整備事業(漁港)	水産庁防災漁村課
漁村総合整備事業	水産庁防災漁村課

※震災等の影響を受けた地区は、公表を延期することがある。

## 2 法第7条第2項第2号に区分される事後評価

## (1) 未着手の事業

ア 直轄事業・機構等営事業  
該当するものはない。

イ 補助事業  
該当するものはない。

## (2) 未了の事業

ア 直轄事業・機構等営事業

区分	事業名	都道府県名	事業実施地区名	事業主管課	事業実施主体
直轄	国営かんがい排水事業	新潟県	新川流域	農村振興局水資源課	国
直轄	直轄海岸保全施設整備事業	佐賀県	福富	農村振興局防災課	国

## イ 補助事業

	事業名	都道府県名	事業実施地区名	事業主管課	事業実施主体
補助	農業競争力強化基盤整備事業	茨城県	大宝沼	農村振興局農地資源課	茨城県
補助	農業競争力強化基盤整備事業	新潟県	柏崎1期	農村振興局水資源課	新潟県
補助	農業競争力強化基盤整備事業	新潟県	河間三ツ門	農村振興局農地資源課	新潟県
補助	農業競争力強化基盤整備事業	三重県	宮川4工区	農村振興局水資源課	三重県
補助	農業競争力強化基盤整備事業	徳島県	御所	農村振興局農地資源課	徳島県
補助	農村地域防災減災事業	群馬県	渡良瀬川中央4期	農村振興局防災課	群馬県
補助	農村地域防災減災事業	兵庫県	三木吉川	農村振興局防災課	兵庫県
補助	農村地域防災減災事業	兵庫県	江井庵ノ巣	農村振興局防災課	兵庫県

※震災等の影響を受けた地区は、公表を延期することがある。

## 3 法第7条第2項第3号に区分される事後評価

該当するものはない。

## 研究開発一覧

## 1 法第7条第2項第1号に区分される事後評価

## (1) 研究開発課題

区分	評価の種類	研究課題名等	研究実施主体	課題を所管する課
直轄	終了時(事後)	ゲノム情報を活用した農産物の次世代生産基盤技術の開発のうち次世代型育種技術	民間団体等	農林水産技術会議事務局研究開発官(基礎・基盤、環境)室
直轄	終了時(事後)	食品の安全性と動物衛生の向上のためのプロジェクト	民間団体等	農林水産技術会議事務局研究開発官(基礎・基盤、環境)室

## (2) 研究制度

区分	評価の種類	研究課題名等	研究実施主体	課題を所管する課
直轄	終了時(事後)	農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業	民間団体等	農林水産技術会議事務局研究推進課
直轄	終了時(事後)	食料生産地域再生のための先端技術展開事業	民間団体等	農林水産技術会議事務局研究推進課
直轄	終了時(事後)	農林水産業の革新的技術緊急展開事業	民間団体等	農林水産技術会議事務局研究推進課
直轄	終了時(事後)	農林水産業におけるロボット技術研究開発事業	民間団体等	農林水産技術会議事務局研究推進課

## 2 法第7条第2項第2号に区分される事後評価

該当するものはない。

## 3 法第7条第2項第3号に区分される事後評価

該当するものはない。

## 租税特別措置等に係る政策一覧

### 1 法第7条第2項第1号に区分される事後評価

- ・ 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除
- ・ 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例
- ・ 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除
- ・ 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除

### 2 法第7条第2項第2号に区分される事後評価

該当するものはない。

### 3 法第7条第2項第3号に区分される事後評価

該当するものはない。

## 総合評価を実施する政策分野一覧

## 1 法第7条第2項第1号に区分される事後評価

政策分野名	評価を担当する課
気候変動に対する緩和・適応策の推進及び生物多様性の保全・利用	大臣官房政策課環境政策室

## 2 法第7条第2項第2号に区分される事後評価

該当するものはない。

## 3 法第7条第2項第3号に区分される事後評価

該当するものはない。